

令和3年第2回定例会会議録（第2号）

令和3年6月17日

○出席議員（22名）

2番	日名子 敦子 君	3番	美馬 恭子 君
4番	阿部 真一 君	5番	手束 貴裕 君
6番	安部 一郎 君	7番	小野 正明 君
8番	森 大輔 君	9番	三重 忠昭 君
10番	森山 義治 君	11番	穴井 宏二 君
12番	加藤 信康 君	13番	荒金 卓雄 君
14番	松川 章三 君	16番	市原 隆生 君
17番	黒木 愛一郎 君	18番	平野 文活 君
19番	松川 峰生 君	20番	野口 哲男 君
21番	堀本 博行 君	22番	山本 一成 君
23番	泉 武弘 君	25番	首藤 正 君

○欠席議員

1番 梶田 貢 君

○説明のための出席者

市長	長野 恭紘 君	副市長	阿南 寿和 君
教育長	寺岡 悌二 君	上下水道企業管理者	岩田 弘 君
総務部長	末田 信也 君	企画戦略部長	安部 政信 君
観光・産業部長	松川 幸路 君	公営事業部長	上田 亨 君
市民福祉部長兼 福祉事務所長	田辺 裕 君	いきいき健幸部長	内田 剛 君
建設部長	松屋 益治郎 君	市長公室長兼 自治連携課長	山内 弘美 君
防災局長	白石 修三 君	消防長	須崎 良一 君
教育部長	柏木 正義 君	教育部次長兼教育政策課 教育施設整備室長	稲尾 隆 君
上下水道局次長	山内 佳久 君	総務課長	牧 宏爾 君
財政課長	矢野 義知 君	観光課長	日置 伸夫 君
ひと・くらし支援課長	江川 潤 君	子育て支援課長	宇都宮 尚代 君

教育政策課長 奥 茂 夫 君

○議会事務局出席者

局 長	花 田 伸 一	議事総務課長	佐 保 博 士
補佐兼議事係長	藤 内 洋 一	総務係長	市 原 祐 一
主 査	浜 崎 憲 幸	主 査	原 口 聡 子
主 査	松 尾 麻 里	主 任	佐 藤 雅 俊
主 事	西 田 理 乃	速 記 者	桐 生 正 子

○議事日程表（第2号）

令和3年6月17日（木曜日）午前10時開議

第 1 上程中の議案に対する質疑、上程中の全議案に対する委員会付託

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

- 議長（松川章三君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。
本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第2号により行います。
日程第1により、上程中の全議案に対する質疑を行います。
質疑のある方は、挙手を願います。順次発言を許可いたします。
- 2番（日名子敦子君） 議第41号令和3年度一般会計補正予算について、通告の順に質問させていただきます。
初めに、公共施設マネジメントに要する経費についてお尋ねいたします。
旧山の手中学校跡地、旧朝日出張所跡地、そして公設市場の3か所の利活用方針策定の追加額の予算について説明してください。
- 財政課長（矢野義知君） お答えいたします。
今、議員がおっしゃいました旧山の手中学校跡地、旧朝日出張所跡地及び公設卸売市場の今後の利活用方針を策定するため、跡地等利活用方針等策定委託料といたしまして、1,689万4,000円を今回の補正で計上しております。この委託業務では、委託業者からの業務支援を受けまして、跡地等の利活用に向けて民間市場調査や利活用方針、事業スキーム等の検討を行います。
また、地域住民の意向やニーズを取り入れるための公聴会を開催いたしまして、今年度末には跡地等の利活用方針案をまとめた報告書を作成する内容となっております。
- 2番（日名子敦子君） 利活用方針の策定をする委託業者に委託料として約1,700万円弱を計上しているということですが、では、跡地の利活用方針策定までのスケジュールを説明してください。
- 財政課長（矢野義知君） お答えいたします。
今年の5月に利活用方針案策定に向けまして、庁内で関係部署が横断的に協議・検討するため、別府市跡地等利活用庁内検討会議を設置し、第1回目の会議を開催したところでございます。
今後の予定ですが、補正予算議決後の8月には業務支援の委託契約を行いまして業務を進めていきます。また、地域住民の御意見やニーズを方針に反映させるため、各地区における公聴会を秋から冬頃に実施する予定でございます。
さらに、委託事業者による民間市場調査を経まして、来年3月には跡地等の利活用方針案を策定する予定となっております。
- 2番（日名子敦子君） 来年3月には利活用の方針案が策定されるということですが、山の手中学校と同時に閉校になりました浜脇中学校の利活用方針策定が、思った以上に早く、間もなく中学校周辺の道路の工事が始まり、秋には校舎解体等の工事に入ると伺っております。
また、旧南小学校跡地のように、平成15年に閉校し様々な活用案が提案されるも実現せず、16年という長きにわたった歳月を経てようやくこの春、「おひさまパーク」としてオープンいたしました。この間、地域の皆様は様々な期待を持ち、まだかな、まだかなと待ち望んでいらっしゃったと思いますが、長野市政になりまして念願の利活用につながったのではないかと思います。
今回の補正予算の対象となっている跡地につきましては、3か所ともそれぞれ地域で重要な拠点であり、地域とともに歴史を刻んできた地域の皆様の思い入れの深い貴重な場所だと思います。利活用策の検討に当たりましては、地域の皆様の声に耳を傾け、将来のまちづくりに有効な利活用方法を考えてほしいと期待しておりますが、どのように進めていく方針か説明してください。
- 財政課長（矢野義知君） お答えいたします。

今回対象の跡地等は、議員おっしゃったとおり地域にとっては貴重な財産でありまして、その活用策については地域のまちづくりの方向性に大きく影響を及ぼすことから、慎重な検討が求められていると認識をしております。

また、市の中心部にあるものやこれまで地域の歴史・文化を培った場など、有効策によっては本市の将来像に大きな影響を及ぼす可能性があることから、専門性を有しますコンサルタントの支援を受けながら、庁内において横断的に活用方針案を検討することとしたところでございます。活用方針案の策定に当たりましては、地域の声や意見を丁寧に聞き、地域の活性化という視点から様々な事業手法を検討しまして、本市の将来のまちづくりに有効な活用方針案を策定していきたいというふうに考えております。

- 2番(日名子敦子君) 答弁にありましたように、ぜひ地域の皆様の声を丁寧に伺って地域の意向を十分に御配慮いただきたいとお願いいたしまして、次の項の市民ホールに要する経費ほか指定管理者減収負担金についてお尋ねいたします。

今回の補正で指定管理者への減収負担金の予算が計上されています。民間事業者はコロナ禍で売上げが減り経営が困窮し、雇用調整助成金等の給付金だけでは赤字を補填できません。

一方で、指定管理者で利益を上げている業者を含め減収負担金を指定管理者へ支払うということですが、その理由を説明してください。

- 財政課長(矢野義知君) お答えいたします。

今回の補填は、指定管理者が応募時に想定していなかった新型コロナウイルス感染症という不可抗力に起因いたしまして、感染症対策費の発生に加え臨時休業、外出自粛などの様々な制限により減収が生じたことから、施設の管理運営が適切に継続できるよう補填するものであります。

なお、大分県や大分市につきましても、同様に指定管理者に対しての減収負担金を支払うこととなっております。

- 2番(日名子敦子君) では、予算に計上しているそれぞれの指定管理者への減収負担金は、どのように積算しているのか説明してください。

- 財政課長(矢野義知君) お答えいたします。

昨年の9月議会におきまして、令和2年3月から6月までの4か月分の減収負担金を予算計上いたしましたが、今回はそれ以降の7月から令和3年3月までの9か月分の減収負担金となります。

積算の方法につきましては、直近3か年の7月から翌年3月までの9か月間における各月の収支差額と、今回対象の9か月間の収支差引き額を比較いたしまして、減収した額を減収負担金として積算をしております。

- 2番(日名子敦子君) では、指定管理者に対してもコロナ禍での雇用調整助成金等の様々な支援給付金措置があると思われそうですが、これらの支援措置は、減収負担金を積算する上で考慮して積算しているのでしょうか。

- 財政課長(矢野義知君) お答えいたします。

指定管理者に対する対象期間内の減収負担金を積算しております。減収負担金を積算するに当たりましては、単純に減少した利用料金収入額に影響額とするものではなく、雇用調整助成金等国からの支援金につきましては、収入に加算するとともに、利用者の減少や臨時休館等によって発生しなかった費用等を転じまして、期間中全ての収入及び費用の影響の基に算定をしております。

- 2番(日名子敦子君) 指定管理者の方々も運営上様々な御苦勞もおありかと思いますが、民間事業者の方々には、今まさに耐えて、耐え忍んで営業をしていらっしゃると思います。ワクチン接種が進み、経済が回復する日を一日も早く待ち望む限りです。

では、続きまして、児童健全育成に要する経費の追加額についてお尋ねいたします。

昨年12月議会で質問させていただきましたが、放課後児童クラブの南子育て仲よしクラブが旧中央保育所に移転できるようになり、現在の児童クラブが、後は大変名残惜しいことも否めませんが、児童クラブの支援員の皆様を初め御父兄、子どもたち、とても安堵されています。

そこで、移転に伴い改修費用等が計上されておりますが、事業の概要と内訳を説明してください。

○子育て支援課長（宇都宮尚代君） お答えいたします。

初めに事業の概要ですが、中央保育所が新たに建設された多世代交流健康増進複合施設「おひさまパーク」へ移転したことに伴い、使わなくなった旧中央保育所を南子育て仲よしクラブで使用するため、施設の改修等を行います。また、移転後の放課後児童クラブ跡地を隣接地とともに売却するため、建物を解体するものでございます。

経費の内訳といたしましては、1つ目に、保育所移転の際、仕分けした不要物品の廃棄処分料として188万1,000円でございます。

2つ目に、旧中央保育所改修等工事費として567万5,000円でございます。これまでは保育所としてゼロ歳から就学前の5歳児が使用しておりましたが、これからは放課後児童クラブに所属している小学生などが施設を使用することになりますので、便器を乳幼児用から学童用へ改修する費用、また保育所では年齢別のクラスごとに保育室を壁で仕切っておりましたが、クラブの小学生などが広々と使えるように部屋の間仕切り壁や園庭の遊具などを撤去いたします。

3つ目としましては、放課後児童クラブの建物の解体費用として377万1,000円でございます。

4つ目としまして、クラブの移転費用ですが、物品がクラブの所有であることから、負担金としてクラブにお支払いし、クラブのほうで引っ越しをしていただくように予定しております。移設するものとして、クラブ所有の設備や備品、書籍など、現在の場所にある必要物品の全ての移転費用を計上しており、この負担金額が159万3,000円でございます。

以上4項目の合計で1,292万円を計上しております。

○2番（日名子敦子君） 放課後児童クラブの移転に伴い旧中央保育所の改修や移転費用も計上していただき、本当に心より感謝しております。改修や電気工事終了後、南子育て仲よしクラブさんが11月中旬に引っ越しを予定していると伺いました。実際に運営がスタートしていくに当たって、今後またいろいろなお悩みが発生するのではないかと思います。また、ぜひ相談等に寄り添っていただければとお願いいたしまして、最後の項の観光客誘致・受入れに要する経費の追加額についてお尋ねいたします。

事業内容としては、「コロナ収束後を見据え、理想の別府観光の在り方を検討する」とありますが、事業の目的及び概要を説明してください。

○観光課長（日置伸夫君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響で観光需要が激減し、令和2年の年間宿泊客数を元年と比較いたしますと、対前年比で約45%減少しており、今年のゴールデンウィーク期間中の市内主要宿泊施設における宿泊状況についても、令和元年比で約53%減少であり、依然として厳しい状況が続いております。

このような中、コロナ収束後を見据え、旅行に対する価値観や観光需要の変化に対応した持続可能な観光地としての体制構築及び今後の反転攻勢のための基盤整備を行うため、全ての人を楽しめる旅行である「ユニバーサルツーリズム」、「観光DX」こちらは観光におけるデジタル化でございますけれども 「免疫力日本一宣言の実現」、「食×観光」

を4項目の柱に据え、これからの理想の別府観光の在り方を官民一体となってその専門的知識やノウハウを活用し、ワーキンググループなどの協議を通して検討してまいります。

○2番(日名子敦子君) 理想の別府観光の在り方について、予算概要にございます「観光の4本柱」において目指すべき方向を見出していくものと思われませんが、まずは「ユニバーサルツーリズム」について説明してください。

○観光課長(日置伸夫君) お答えいたします。

「ユニバーサルツーリズム」についてでございますが、全ての人を楽しめるようつくられた旅行であり、高齢や障がい等の有無にかかわらず、誰もが気兼ねなく参加できる旅行のことでございまして、主な対象となる高齢の方や障がいのある方の割合は、国内総人口の3割以上を占め、御家族などの多数で旅行することを考えますと、さらに対象人口が増えることが想定されます。高齢者や障がいのある方々の観光のニーズも年々増加傾向にあることから、「ユニバーサルツーリズム」への対応は、コロナ禍を見据えた観光需要の喚起、経済の活性化を図る上で重要な施策と考えております。本市が育んできた共生社会を基盤として「べっぷユニバーサルツーリズム」の実現を目指し、様々な取組を検討してまいります。

○2番(日名子敦子君) では、2つ目の「観光DX(デジタルトランスフォーメーション)」について説明してください。

○観光課長(日置伸夫君) お答えいたします。

「観光デジタルトランスフォーメーション」、つまり観光のデジタル化につきましては、観光分野において加速するデジタル化や多様化するニーズなどに対応するため、デジタル技術やICT・情報通信技術を活用することでございますが、観光のデジタル化自体が目標ではなく、ストレスのない観光によって、観光客はもとより観光事業者等の満足度と併せて生産性の向上を図るほか、新たな観光ビジネスモデルやサービスの創出に加えて、観光ホームページのリニューアル等も含め、さらなる誘客の拡大、滞在期間の長期化や観光消費の促進につなげ、本市の税収増加を目指す取組を検討するものでございます。

○2番(日名子敦子君) では、続きまして、3つ目の「免疫力日本一宣言の実現」について説明してください。

○観光課長(日置伸夫君) お答えいたします。

「免疫力日本一宣言の実現」につきましては、4月30日に別府市、別府市旅館ホテル組合連合会及び九州大学都市研究センターの3者で包括連携協定を締結いたしまして、それぞれが持つ物的・人的・知的資源を有効に活用し、「免疫力日本一宣言」の実現に向けた取組を連携して推進することといたしております。

具体的には、別府の温泉が保有する免疫力を高める効果を科学的に証明することや、温泉利活用による健康増進支援などがございますが、免疫力向上を切り口として新しい観光スタイルの構築など観光振興につなげることを検討してまいりたいと考えております。

○2番(日名子敦子君) では、最後の「食×観光」について説明してください。

○観光課長(日置伸夫君) お答えいたします。

「食×観光」でございますが、本市では棚田米の生産や温泉熱を活用した農産物の栽培など、地域資源を生かした特色ある農業が行われており、別府で生産された鮮度が高く、安心・安全に配慮された滋味豊かな地場食材や、別府ならではの食文化を観光と掛け合わせ、農業と食、ひいては免疫力向上にもつながる新たな別府観光のスタイルの検討を想定いたしております。

○2番(日名子敦子君) 私は、最近ようやくSDGsを理解し、試みているところでございますが、「ユニバーサルツーリズム」、「デジタルトランスフォーメーション」、一体どの

ような事業なのかと想像が付きませんでした。説明を伺うとそういうことなのかと理解いたしました。

ただいまの4項目について専門的な知識や情報、経験が豊かな事業者において別府観光の現状分析や課題抽出のほか、官民一体のワーキンググループ、全体会議の運営やアドバイスなどの支援がなされるものと期待しています。

別府観光産業の落ち込みは、先ほどの答弁にありましたように大変厳しい状態です。ぜひ民間からの意見等も十分に取り入れながら進めていただき、この事業が別府観光におきましてよりよい、すばらしい成果へと導かれますことを大いに願ひまして、全ての質問を終わります。

○13番（荒金卓雄君） 公明党会派を代表して質問いたします。

初めに、観光客誘致・受入れに関する経費の追加額900万円を上げておりますが、ただいまの2番議員と重複する部分は省略いたします。

業務内容として会議運営の支援、全体会議やワーキンググループの運営支援が上げられていますが、そもそもこの会議体の構成メンバーはどのような皆さんを想定していますか。

○観光課長（日置伸夫君） お答えいたします。

会議の構成につきましては、観光に対する幅広い知見を有する観光事業者等や4つの項目に関係いたします団体、女性、学生及び市関係課職員を想定いたしております。

○13番（荒金卓雄君） では、本事業の実施スケジュールは、どのように考えていますか。

○観光課長（日置伸夫君） お答えいたします。

議決をいただいた後に運営事業者の選定をいたしまして、夏から秋にかけてワーキンググループ及び全体会を数回開催し、具体的な取組内容をまとめていくこととなります。最終的に全体の完成は年度内を考えておりますが、途中の検討結果を踏まえた事業案につきましては、来年度の当初予算にも反映させられるようスケジュールの管理を想定いたしております。

○13番（荒金卓雄君） スケジュールを聞きますと、7月から始まったとしても、来年の3月までの約9か月、内容によっては来年度予算に盛り込む必要もあるので、少し早めて半年ぐらいを目安ということなのでしょうが、別府の理想の別府観光の在り方、こういう非常に重要な、特にコロナ禍を見据えてというテーマの検討会議ですので、少々時間をかけてもいいのではないかなと私は思います。実は私、令和元年に別府市の総合計画、総合戦略の審議会というもののメンバーにさせていただきまして、いろいろ議論をさせていただきましたので、それでもやっぱり半年ぐらいで協議して結論を出して行って、やっぱり少し早いなど。その中で4回会議がありました。

構成メンバーも、さっき課長の答弁がありましたように、いろんなこういう分野に関係する専門家の皆さん、また学生さん、女性、そういういろんな分野の方も入れるということでしたけれども、なかなか、言い方は悪いけれども、なかなかそういう別府市の観光の現状、また今の、これから目指すべき方向を、例えば学生さんがしっかり知識を共有できているかという、なかなか難しい部分があるのではないかと思います。ですから、例えばオンラインでの事前のレクチャーといいますか、そういうようなもの、これは時代に合った活用にもなると思いますし、またさっき言いました総合計画の審議会の折には、一度市民拡大版の開催というのをやっていますね。いわゆる決まったメンバーだけの話し合いの中間ぐらいで市民にオープンに参加してもらいまして、参加予約等も特に取らずに加わってもらって思い思いの意見を出してもらって、こういうやり方も今回の理想の別府観光の在り方を考える、検討するやり方にぜひ取り入れてもらえたらと思います。

さらに、今オンラインが非常に、もう利用が広がっていますので、例えば1回でも2回でも会議の様子を放映する。なかなかお金のかかるやり方は難しいかと思いますが、

Zoomですとか、そういうようなもので市民の方がじかにその会議に聞いた、加わったというような持ち方をしないと、いつの間にか理想の別府の観光の在り方が決まってきて、それに関しての方針、施策が出ていったと。いわゆる市民置き去りというところとちょっと語弊があるかもしれませんが、そういう形にならないように進めていっていただきたいということを申し上げて、この項を終了いたします。

次に、土地売払い収入の追加額と基金積立金の追加額、これに関して伺います。

今回、不動産売払い収入の基金計上ということで、まず売払いが5,188万5,000円が計上されています。この土地に関してまず伺います。亀川浜田町16番4号、亀川駅の南側市有地を売却したということで、大まかの土地の位置、それと売却に至った経緯、これを御説明ください。

○総務課長（牧 宏爾君） お答えいたします。

この土地は、亀川駅前のロータリーの南側に位置しておりまして、間口が6.5メートルの旗状になっている土地でございます。平成18年度にこの土地を含めまして周辺の土地を亀川駅前広場整備事業用地として取得をしております。亀川駅前広場の整備後の平成29年度に別府土地開発基金を廃止しまして、基金が所有する残地として残った1,203平方メートルについて一般会計に買い戻したものでございます。

売却につきましては、平成29年度のマネジメント推進会議において方針を決定しておりましたが、その方針に基づき財産活用推進会議を経て住宅用地として条件を付して一般競争入札にて売却を行いました。

○13番（荒金卓雄君） では、今回のこの売却先の業者、また、その業者の今後の土地の利活用方針、これが分かればお答えください。

○総務課長（牧 宏爾君） お答えいたします。

売却先につきましては、大分交通株式会社で、今後の利用につきましては、共同住宅を建設する予定となっております。

○13番（荒金卓雄君） 今、国でもいわゆる土地の取引、売買に関していろんな視点からチェックを入れる必要があるのではないかという議論があります。ちょうど国会でも昨日の16日、重要土地等調査法案というのが成立しました。いわゆる国内で外国資本等が土地取得をして、それが国民の安全、また国防上の不安要因になるのではないか、こういう観点が近年起こっております。別府市も自衛隊の駐屯地を抱えたりしております。また、お隣の日出町では、最近墓地建設計画、土葬の墓地建設計画ということで購入者の別府ムスリム協会と日出の周辺の住民の皆さんの摩擦と申しますか、そういうのが起きていることもあります。

ですから、私はこういう時代の要請を踏まえると、別府市としてもある程度の市有地の売却に関してそういうチェックと申しますか、視点が必要ではないかというふうに思うのですが、今回のこの売買に関してどのような、そういう事前調査と申しますか、されているのか。また、今後どういふふうにお考えでしょうか。

○総務課長（牧 宏爾君） お答えいたします。

市有地を売却する際には、役員を含む申込み者が暴力団関係者でない旨を警察署に照会すること、周辺環境に支障を及ぼさないように供することなど、契約上の主な特約に関する誓約書の提出を求めています。また、購入を希望する土地の活用方法や建物の構造など土地利用概要書の提出も求めています。

議員御指摘の重要土地等調査法案につきましては、今後、国が示す基本方針等を注視してまいりたいと考えております。

○13番（荒金卓雄君） では、続きまして、基金への積立てに関して伺います。

この5,100万相当の金額が、公共施設再編整備基金に積み立てられるわけですが、この

基金の現状、これをまず御説明ください。

○財政課長（矢野義知君） お答えいたします。

公共施設再編整備基金は、別府市公共施設保全実行計画に基づきまして公共施設の長寿命化を目的とした施設の改修を行う財源であります。

基金の現状ですが、令和2年度末の基金現在高見込みは15億9,359万6,000円で、今回の基金積立金の追加を入れて令和3年度末の基金現在高見込みは14億2,646万7,000円となります。

○13番（荒金卓雄君） この基金の、ちょっと遡っての年度末の残高、これをちょっと確認したのですが、平成29年度は17億、平成30年度で18億、令和元年度で16億、で、令和2年度で15億、で、令和3年度で13億。今回、今おっしゃった14億になると。少し減少という方向です。減少が悪いと言っているのではないのです、これを結局何に使っているかということですが、まず令和3年度、今年ですね、この基金をどういう目的に活用する予定がありますか。

○財政課長（矢野義知君） お答えいたします。

令和3年度の予算におきまして、2億3,081万5,000円を基金から取り崩して施設改修の財源といたしております。基金を財源として実施する主な施設の改修は、浜脇高層住宅のエレベーターの改修をはじめとした市営住宅の改修、山の手小学校屋内運動場大規模改修、市民会館大ホールの改修等になります。

○13番（荒金卓雄君） では、今後のいわゆる基金積立てに当たる入りの見込み、それに関してはどうでしょうか。

○財政課長（矢野義知君） お答えいたします。

今後につきましても、旧南幼稚園跡地や旧青山幼稚園跡地など市有地の売却による収入を基金の積立てを行い、別府市公共施設保全実行計画に基づいた公共施設の長寿命化を着実に進めるための財源としていきたいというふうに考えております。

○13番（荒金卓雄君） ありがとうございます。この項目、以上で終わります。

では、最後に、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金、これが9,750万計上されております。コロナの影響を受けて別府観光も大きな打撃を受けております。また、そこで勤務している方も、もう1年以上にわたって苦しい思いをしていると。そういう中で、まず昨年は国のほうは従来ある緊急小口資金、また総合支援資金、これを拡大、また条件をコロナで減少したということであれば利用できますよと、こういうことで特例貸付けというのを拡大して利用、生活支援を行ってきていますね。

今回、この生活困窮者自立支援金、これはさらに緊急事態宣言の延長が予測される中でさらなる国の新規支援策ということで出てきているようです。まず、この制度の概要、また申請期間、申請会場、申請から給付までの手続、これはどのようにになりますか。

○ひと・暮らし支援課長（江川 潤君） お答えします。

国が、特例貸付けが利用できない世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には、円滑に生活保護の受給へつなげるために新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給します。月額支給額として、単身世帯は6万円、2人世帯は8万円、3人以上世帯は10万円を7月以降3か月間支給します。申請期間は7、8の2か月間となります。申請会場、申請から給付までの手続等は、国の指示に従い現在調整中です。

○13番（荒金卓雄君） 貸付けの対象として特例貸付けを利用できない世帯ということで2つのケースを挙げています。1つ目が、特例貸付けの限度額にもう既に達している世帯ということですが、この限度額というのは幾らになるのですか。

○ひと・暮らし支援課長（江川 潤君） お答えします。

緊急小口資金は1回のみで20万円、総合支援資金は、単身者は月額15万円、2人以上の場合は月額20万円で、最長9か月間の貸付けで、限度額は200万円です。

- 13番(荒金卓雄君) 200万円を借りるということ自体、もう大変な決断でいっている。そこまで苦しいのだということですね。緊急小口資金は1回限り20万なのですが、総合支援資金というのは、当初は3か月だけということでした。ですから、20万掛け3で60万なのです。ところが、それでまだ、例えば業績が回復しない、また再就職先が確保できない。こういうようなことで延長貸付けというのを国が急遽出したのです。これが去年の7月。それをさらに使って合計6か月ということができました。しかし、それでもまだこのコロナの長期化で見通せないということで、今年2月、これまで借りていた方もさらに再貸付けができますよということで、この総合支援資金が最長9か月、それプラスさっきの小口資金の20万円で合計200万ということなのです。大変な状況に対してこの資金が命綱といいますか、非常に助かっているわけですね。

もう1つ。特例貸付けの再貸付けに不承認の場合というのが挙がっていますが、これはどういう意味でしょうか。

- ひと・くらし支援課長(江川 潤君) お答えします。

別府市社会福祉協議会での貸付け申請の不承認は、現在までありません。不承認の事例としては、コロナの影響で減収となっていないことや収入が増えていた等が考えられます。

- 13番(荒金卓雄君) これは不承認というのはなかなか事例がないようなのですが、ちょっと全国的に調べますと、やっぱり1回目のときは貸す、社協の側も「どうぞ、どうぞ」という形で好意的にしてくれているようなのですが、2回目、また再貸付けというふうになるにつれて審査が少しずつやっぱり厳しくなっているのではないかなという事例が、インターネットですよ、別府ではありません、大分県内でもありません、そういうのがあるというようなことで借りられない方も、今回のやつは借りられるということですね。

もう1点。まだこの特例貸付けを一回も利用申請をしたことのない方は、この制度に関してはどうなりますか。

- ひと・くらし支援課長(江川 潤君) お答えします。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金は、特例貸付けができない世帯が対象になりますので、特例貸付けの利用を御案内することになります。

- 13番(荒金卓雄君) そうですね。まだ一度もこれを利用・相談に行っていない方は、ぜひ利用していただきたい。

ちなみに新規貸付け、全く初めてというケース、また再貸付け、3回目というのも、申請受付の期限が、当初はこの6月末までだったのですが、つい最近、8月末まで延長されています。ですから、ぜひ市民の皆さんへのお知らせのときにはこれを拡大してもらいたいというふうに思います。

では、もう1点。支給要件として上がっています収入、また預貯金の資産、また求職等の活動、この3つはどれか1つだけ該当すればこの制度の支給対象になるのかどうか。ここはどうですか。

- ひと・くらし支援課長(江川 潤君) お答えします。

支給要件として収入、資産、求職の3つとも必要な要件となっています。要件については、ホームページ等の周知により分かりやすくお知らせいたします。

- 13番(荒金卓雄君) もう1点。この資産に関して、条件としては預金の上限額が上げられておりますが、通常土地だとか家屋、自動車、こういうようなこれまでの生活で取得していた資産を所有している場合でも、今回のこの制度への申請はできるのかどうか。ここはどうですか。

- ひと・くらし支援課長(江川 潤君) お答えします。

今回の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請については、預金以外の資産があっても申請はできます。

○13番（荒金卓雄君）では、もう1点ですが、ちょっと1つ飛ばします。申請受付が7月と8月の2か月と短期間になっております。これはこの申請ができる方にとっては、いち早くお知らせして、いち早く申請につなげていってもらいたいわけですが、そのための周知方法、これはどのように考えていますか。

○ひと・くらし支援課長（江川 潤君）お答えします。

ホームページや市報でお知らせします。また、特例貸付けの利用ができない世帯については、今回の支援金の案内について現在検討しています。

○13番（荒金卓雄君）では、もう1個ですね。今、この制度以外に住宅確保給付金ですか、独り親世帯特別給付金等も出ておりますが、今回のこの給付金といわゆる並行受給、重複給付というのができるのかどうか。また、今回のこの給付額は課税所得に見られるのかどうか。また、もう1点は、いわゆる滞納税額などのときに差押えというのがありますが、そういうときの差押えの対象になるのかどうか。これはどうですか。

○ひと・くらし支援課長（江川 潤君）お答えします。

住宅確保給付金、独り親世帯特別給付金等との重複給付は可能となっております。課税所得につきましては、現時点においては課税の対象となっておりますが、国は、今後非課税措置の要望等を行っていくことを検討しています。

差押えにつきましては、国は、支援金そのものを差し押さえることは、その趣旨には合致しないものと考えています。

○13番（荒金卓雄君）では、最後に、少しでも迅速給付するために口座振込になろうかと思うのですが、これは例えば昨年の一律10万円給付のときに口座情報、市のほうに何らかの形であろうかと思うのですが、そういうのを利用して迅速に振り込むというようなことはできますか。どうですか。

○ひと・くらし支援課長（江川 潤君）お答えします。

申請時に通帳の写しや申請書に口座情報の記入が必要になりますので、その記入の口座にて取扱いいたします。

○13番（荒金卓雄君）ありがとうございます。以上で終わります。

○18番（平野文活君）それでは、質問させていただきます。

今度の補正予算案の中で幾つか市有地の売却に関連する予算案が出ておりますので、質疑をしたいと思います。

亀川の駅前の土地については、先ほど説明がございました。その中で、一旦は平成29年度に売却を決めたというふうに聞きました。その後、しかし、入札が今年になった。これはどういう経過なのか。また、この経過の中で、地元の住民が意見を述べる機会を今回つくったかどうかについて、まずお聞きしたいと思います。

○総務課長（牧 宏爾君）お答えいたします。

平成30年度に一度売却寸前までいったところで延期をされております。これにつきましては、地元住民への説明が十分でなかったからではないかというような……、失礼いたしました、29年度のマネジメント推進会議で売却することが決定されておりました。当初の計画では、平成30年度に売却を行う予定でしたが、その時期は亀川出張所のあすなろ館への移転時期と重なっていたため、議会での御指摘を踏まえて、住民に無用な混乱が広がらないように延期となりました。

そして、住民への説明ということですが、亀川地区まちづくり推進協議会の議論の中で、出張所の移転候補地として過去上がっていた検討がなされた時期がございます。最終的に、先ほど申しましたように公共施設の総量縮減という観点から、駅前の移転計画

は白紙に戻されました。その後、マネジメント推進会議において売却を決定していただいたので、今回改めて住民の意見を聞くような場は設定しておりません。

○18番（平野文活君） それから、旧南幼稚園跡地と隣接地、さらには旧青山幼稚園跡地も今回売却予定ということで予算案が上がっております。これは、いつ売却ということを決めたのかお答え願いたいと思います。

○総務課長（牧 宏爾君） お答えいたします。

令和3年5月14日の、マネジメント推進会議において売却の決定をしております。

○18番（平野文活君） 今年5月、最近決めたということですね。私は、前も市有地の売却の議案が出されて、市有地というのは、市民の共有財産だと思いますね。この売却についてはやはり慎重であるべきと、そして地元住民の意向などを踏まえて有効に活用するというのが基本ではないかなというふうに思います。

私はそう思っておりますが、現在別府市では、この市有地を売却するに当たっては、公共施設マネジメント推進会議に諮るというふうに書かれてありますね。これが、この推進会議というのが非常に要の会議というふうに位置づけられておりますが、やはりその制度として住民の意見を聞く機会をこの売却に当たっては、その前後、決めた後か、あるいは前か、こういう制度としてそういう機会をつくるということが必要ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○総務部長（末田信也君） お答えをさせていただきます。

まず前提といたしまして、公有財産の利活用につきましては、市が責任を持って行っていくべきものというふうに考えております。市の方針それから施策、各種計画等との整合性を図りながら、公共施設再編計画や財産活用基本方針、それらに基づいて進めてまいります。その過程において専門的な財産運用の調査研究や政策的判断のために特に必要があるときには、住民の意見を伺うほかサウンディング調査などを行うなど民間の知恵を取り入れ、有効活用策の検討を行ってまいります。

それぞれの土地につきましては、場所や広さなど条件も異なり様々な特性がありますので、一定のルールを定めることは難しいと考えておりますけれども、必要に応じて地域住民の意見をお聞きしながら取り組んでまいりたい、このように考えております。

○18番（平野文活君） 市当局が必要と認めたときには聞く場をつくりますと、こういう答弁なのである。私は、別府商業の跡地の売却についても反対をいたしました。100年以上の市民の共有財産を、言わば売ってしまった。その売ったお金がどういうふうに使われるかということもよく分かりません。もちろん一般会計に繰り入れられるわけですから、そこで使われるということになりますよね。

また、南小学校の跡地も今は「おひさまパーク」というのができているということですが、その一部を売却したことによって、今造っている施設もやっぱり狭隘になっているというようなことも聞いております。そういう市民の共有財産の市有地を売却するのは、また慎重であるべきだという、そして、売却する際にはやっぱり意見を聞く場をつくるというのを制度としてつくるべきだと私は思うのですが、実は新潟県の上越市に自治基本条例というのがあります。

私、何年か前にここを視察しまして、資料などをいただきましたが、この32条に「都市内分権」という項目があります。さらに33条には「地域自治区」という規定もあって、その中で地域協議会というのをつくるというような規定になっておりまして、市長は、区域内の公共施設の設置・廃止・管理等を変更する場合は、あらかじめ意見、この地域協議会の意見を聞かなければならないというふうに定めてあるんですね。やっぱり市政の主人公は市民であり、また市有地は市民の共有財産ということからすれば、こういう制度をつくるのも理にかなっているのではないかというふうに私は思います。

先ほど来の答弁では、必要と認めたら聞く場をつくる、こういうことなのですが、ちょっとやっぱりもう一步進めて、こうした先進事例を参考にさせていただきたいなというふうに思います。

次に、公共施設マネジメントに要する経費についてお伺いをいたします。

先ほど来ずっと説明がありまして、山の手中学校の跡地、朝日出張所の跡地、そして公設市場の跡地、跡地といいますか、一部を活用すると。コンサルタントに委託をして入札でコンサルタントを選ぶ、こういうことであります。特に公設卸売市場の在り方については、既に報告書が出ておりますね。これを読みますと、7万平方メートルの市場を1.6万平方メートルに縮小して、残った5万4,000平方メートルを余剰地として活用する、こういうことになっておりまして、今回のコンサルタントに委託をしてこの5万4,000平方メートルの余剰地の活用についても、どういう活用をするかというのが検討されるということですよ。

山の手中学校の跡地にしても朝日出張所の跡地にしても、また市場にしても、いずれも市民の関心が高い土地であります。先ほど来の説明では、地元意見の公聴会を開く、こう言いますが、これは非常に全市民が関心を持っている、特に山の手中学校の跡地や市場の余剰地については、やっぱりそういう土地ではないかというふうに思いますので、対象を地元、近隣・地元限定しないで全市民を対象にした公聴会にすべきではないか、こう思いますが、いかがでしょう。

○企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

まず、こういった今、売却を含めて未利用資産の活用を進めている背景には、これは全国の自治体でも課題となっているように公共施設の改修費の財源、多額な財政負担というのがあります。本市におきましても、令和元年度からそういった公共施設の保全実行計画に基づきまして、改修を既に本格化しており、こういった土地の売払いとか、そういったのを基金に積み立てながら実施しているところでございます。

この財源、この基金の財源が不足しますと、改修計画の進捗に遅れが生じ、次々と改修時期を迎えた学校施設、そういった公共施設の安全性の維持が難しくなるということがありまして、マネジメントの基本方針に従って資産の利活用を進めているところでございます。

先ほど御指摘がありましたその売払い収入にどう生かされたか不明という点につきましては、平成26年度に公共施設再生整備基金を創設した際に、未利用資産の活用については改修費の財源に活用するというふうに説明しましたとおり、土地売払い収入については、基金に積み立てて予算計上して議決いただくとともに、使う場合についても基金繰入金を予算計上して、対象事業に予算計上して充てているということで、この使徒についても明確化しております。

それと、地元の意見を聞くということですが、まず跡地の活用につきましては、地域のまちづくりの方向に関係することですので、活用方針をこれから模索する段階では、第1には周辺地域の住民の声を聞くことが一番必要であるというふうに考えております。その市民の意見を聞く範囲につきましては、今後庁内検討会議で協議して決定していきたいというふうに考えております。

○18番（平野文活君） 今の答弁は、前の質問、第1の質問の答弁だと思いますが、3つの土地については、非常に全市民が関心を持っているのではないかと。だから、地元公聴会と、こうおっしゃいましたが、この対象を全市民に広げたらどうかという質問でありまして、ちょっとかみ合って答弁いただきたいと思います。

○企画戦略部長（安部政信君） 繰り返しの答弁となりますが、跡地の活用については、地域のまちづくりの方向性に大変関係することから、活用方針をこれから模索する第1段階

におきまして、段階におきましては、まず第1に周辺の地域の住民の声を聞くことが必要であるというふうに考えております。それ以降につきましては、また庁内検討会議の中で協議しながら決定していきたいというふうに考えております。

- 18番（平野文活君）では、まず第1段階として地元の意見を聞くということで、了解をしたいと思っております。

次に、議第48号ですね。工事請負契約の締結についてであります。

この報告書を見ますと、入札に参加をしたのは、3つのグループが参加したようですね。代表企業が、1つは光総合、2つ目に菅組、そして3つ目に和田組が代表企業を務める3つのグループということですね。その中で和田組グループが、消費税込みでいうと36億4,100万円を落札をした、こういうことですね。税抜きで金額で比較表が出ておりましたが、価格の入札では菅組グループが29億3,000万円、和田組グループが33億1,000万円ということで、菅組グループのほうが3億8,000万円安い金額を入札したと。単純な価格競争であれば、この菅組グループが落札をするはずでありますね。しかしながら、総合評価入札方式ということをおこなっておりますので、価格以外の提案内容でこの価格の差を上回る優れた提案を和田組グループがしたと、こういう評価をして総合点で和田組グループが落札したと、報告書を読むとそういうことになっております。

以上を踏まえて、その提案内容のどこにそういう差があったのか。その中心点を簡潔に説明していただきたいと思っております。

- 教育政策課長（奥茂夫君）お答えいたします。

本事業におきましては、従来の価格のみの競争による入札とは異なり、施設運営がより効果的に行えるための提案力や技術力も加味して総合的に評価をすることから、総合評価一般競争入札を採用しております。また、過大な価格競争による品質の低下を避け、かつ別府市が掲げる学校給食の基本理念を実現させるための提案を重視することができます。

審査の手順といたしましては、まず先に技術面に関する審査を行い、加点審査点を確定させました。そして、参加事業者を入場させ、加点審査点を関係者全員の前で開封し公表いたしました。その後に入札書を開封して価格を公表するという順序で行いました。価格差を把握してから審査する余地が全くないように公平性を期する方法で審査をしております。

議員から御質問がございました高い評価を獲得した点でございますけれども、食育の推進に寄与する提案が優れていたこと、厨房機器の耐久性及び安全性への提案が優れていたこと、配置計画及びガイド動線が非常に優れていたこと、周辺交通・環境・景観への配慮が効果的になされていること、維持管理費の削減と環境負荷の低減について具体的かつ複合的な手法を用いて抑制する提案であったことなどが上げられております。

- 18番（平野文活君）項目でいえば、そういう点がいわゆる和田組のグループが優れていたということで総合点で上回ったと、こういうことなのですが、その一つ一つの項目について具体的にどういうふうに優れていたのかということ、この報告書を読むだけではちょっと分かりませんね。

そこで、どういうふうにこの点数をつけるのかというふうなことで事前にお伺いをしましたが、最終的に第4回目の選定委員会で、5月11日に開かれておりますね。そこで5人の選定委員の方が、それぞれ3つのグループによるプレゼンテーションを聞くと。その上でその3つのグループの皆さんに質疑応答、ヒアリングをします。そして、それを踏まえて5人の選定委員の方が21項目にわたって点数をつける。その点数をつけた平均点を集計して、その21項目にわたってこのグループは何点だ、このグループは何点だと、こう最終的に出て、そういうふうな形で決まったというふうにして、これは点数が報告書に出ておりますね。

それでも、この報告書を読んでも、では、どんな議論をしてこの1点多い、0.5ポイント多いというような中身はよく分かりません。それで、それを客観的にどういう点が優れていたからこの点数になったかということ、議事録を公開したらどうかと私は思うのですが、いかがでしょう。

○教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

議事録につきましては、別府市会議録作成要綱に基づきまして作成をしております。また、公表につきましても、公表できるものというふうに考えております。

○18番（平野文活君） 公表 何て言いました？

○教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

議事録の公表につきましても、公表できるものというふうに考えております。

○18番（平野文活君） はい、それではまた後で資料請求でもしたいと思いますが、私は、経産省の「総合評価落札方式のガイドブック」という、簡単なものですが、ちょっとインターネットで見たのですけれども、この価格競争、単純な価格競争ではなく、技術力を評価する、加味して入札をするという点では、最後の囲みでこういうふうに書いていますね。「万人が納得する公正で透明な選定を」という表題をつけまして、総合評価落札方式は、価格と品質が総合的に優れた提案をしたものを落札者とする方式だと。したがって、技術審査の結果等を積極的に公開し、手続の客観性・透明性を確保することが極めて重要だ、こういうふうに解説をしております。

この今公表されている、ホームページで公表されている結果表だけでは、どういう点が高い点数を取った内容なのかよく分かりませんので、ぜひ議事録でまた検証してみたいというふうに思います。

これで終わりますけれども、似たようなことが、似たようなことがといますか、藤ヶ谷の清掃センターの新築工事でもこういう方式が取られまして、価格の点では高い入札をした企業が落札をしたと。そして、今既に運営をしているわけですが、そういうちょっと疑問もあって、同じような改築をした都市を幾つか視察をしました。京都市とか藤沢市などでちょっと聞きましたけれども、担当の課長さんがこういう点で言われてきたのは、いわゆる実績のある企業というのは、全国的な実績のある企業というのは、ほぼ技術力というのにそうそう大きな差はないと。この市のホームページに出ている報告書を見ますと、いわゆる要求水準書を市のほうが提示して、そして3つのグループが入札をしたのだけれども、その要求水準書のレベルは、皆クリアしているわけですね。そういう事前の審査を経て第2次審査という形での点数のつけ方になっているわけで、この京都市も藤沢市も言われたのは、結局やっぱり技術力には大きな差はないという判断を、専門家の目から見ると。結局それをクリアしていることが確認できれば、価格の安いほうを結果として選ぶということになるというふうなことを言われたのですよね。

ですから、私は議事録を見てからまた判断もさせていただきますけれども、やはりこういう疑念を持たれないように、もっと丁寧な説明をすべきではないかという、こういうことがまたあると思いますので、そういうことを提起して、終わらせていただきます。

○23番（泉 武弘君） 市長、実は先日、べっぴアリーナでコロナワクチン接種に行きました。そのときの感想を申し上げますと、大変対応がよかった。もちろんどなたも初めてのことで、不安を持って行かれたと思いますけれども、まず最初の受付から最後に至るまで、言葉を換えて言いますと、完璧でした。こういうふうに申し上げていいと思います。

それで、一人一人の働いている方の接遇が、本当に心が籠っていたというのか、今まで僕が経験したことがないような、ワクチン接種はちくっとはしましたけれども、それ以外は非常にいい気持ちで実は帰ることができました。

これは、市長をはじめ職員の皆さん方の御努力だと思いますし、看護師さんをはじめ医者

の方の御努力の結果だと思しますので、また何かの機会にねぎらいの言葉をかけていただければうれしいな。それで、感謝の言葉だけ申し上げておきます。

さて、最初に共同調理場の入札問題について、時系列に私が整理しましたので、このことについて間違いがないかどうかだけ最初に確認をしてから、質疑を始めたいと思います。

共同調理場整備事業は、老朽化した調理場を整備して、1日当たり最大で8,500食の調理機能を有する施設を造る事業です。

調理場整備事業の参加業者の選定は、一般競争入札総合評価方式で、工事価格の競争に30点、衛生管理や維持管理のコストなど21の提案競争に70点の配点となっている。

共同調理場事業には、3つのグループが参加して行われました。工事入札の結果を見ますと、最も高い金額で入札したグループは、光綜合工業株式会社・平野工務店株式会社・後藤工務店株式会社のグループで33億4,000万円、次の入札額は、和田組株式会社・幸建設株式会社グループの33億1,000万円となっています。最も安い入札価格は、株式会社菅組・安部勇建設株式会社グループが29億3,000万円で入札をしています。

最高入札額と中間入札額、最低入札額を見てみますと、最高と最低の入札価格の差は4億1,000万円開いています。次に、最低価格で入札した菅組・安部勇建設グループと共同調理場の契約予定者の和田組・幸建設グループの入札価格は、3億8,000万円開いています。

ところが、工事価格を3億8,000万円安く入札した株式会社菅組・安部勇建設株式会社らのグループを建築計画、衛生管理、維持管理など21の提案で和田組・幸建設グループが逆転して、工事入札額3億8,000万円高いほうが、最終的に工事契約予定者に選定をされ、この議会に工事請負契約として提案をされています。

もう少し流れをひもときますと、業者選定総合評価方式で工事価格に対する配点は30点、21の提案に対する配点が70点、合計100点となっています。

では、提案21というのはい体何なのか。それは、建築計画に対する提案が25点、衛生管理や調理の機能性に関する提案が15点、ランニングコスト低減に関する提案、これは維持管理費の低減に関する提案といったほうが分かりやすいと思いますから、そのように改めますが、これが12点、施工及び施工計画に対する提案が7点、事業実施計画に関する提案が80点、開業準備支援業務に関する提案が3点、合計点70点となっていますが、以上私が今説明した、時系列に基づいて説明したことに間違いがないかどうか、最初に確認をしたいと思います。

○教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃったことでほぼ間違いございませんが、最後、得点、項目ごとの点数を言われておりましたときの事業実施計画に関する提案については「8点」となっております。

○23番（泉 武弘君） この共同調理場請負契約の問題点は、工事入札額で3億8,000万円安くした、安く入札した菅組・安部勇建設グループを和田組・幸建設グループがなぜ逆転できたのか、これが一番のポイントです。

この議会で一番私に求められており、また議会に求められているのは、客観的な資料に基づいてなぜ3億8,000万円の工事入札価格を21の提案が上回ったのか、これを解明することが、今議会の最大の私の責務だと私は思っています。もし仮に議員や議会が、客観的な提案の資料を見ぬままに工事請負契約に賛成したとすれば、なぜ3億8,000万円も高く入札した業者と工事契約を交わしたのか。市民の疑問はさらに増幅することは避けて通れないということだけ指摘をしておきます。

議会が3グループの提案書を客観的に見て、和田組・幸建設グループの提案が、ほかのグループの提案より優れていれば何ら問題はありませぬ。参加した3つのグループの全て

が、提案書やプレゼンテーションに自信を持っているのは当然のことなのですね。

ここで申し上げますが、この提案書を、21の提案書、3つのグループの提案書、それからプレゼンテーションの録音記録、これらは審議する議会に公表することはできないのでしょうか。答弁してください。

○教育部長（柏木正義君） お答えいたします。

提案書は、その事業者の営業上の秘密、ノウハウ等、法人等事業活動情報に該当するものと考えております。さらに、提案書を公表するとなれば、今後の契約事務の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあることから、開示は難しいというふうと考えております。

また、国土交通省のガイドラインにおいても、発注者は、民間企業者からの技術提案自体が提案者の知的財産であることを鑑みて、技術提案内容に関する事項が他者に知られることがないように取扱いに留意する旨が定められており、企画書の開示は難しいものと考えております。

○23番（泉 武弘君） 今あなたが言われたのは、業者から要求があつて、この資料要求に対する中に出ている営業上の秘密、独自のノウハウ等、法人等事業活動等に該当するから公表できない。これは業者の申入れですか、行政の独自の判断ですか。どちらですか。どちらで判断したのか教えてください。

○教育部長（柏木正義君） お答えいたします。

別府市情報公開条例第7条に、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他の正当な利害を害するおそれがあるもの」と規定されており、このことを考慮して非開示として判断をいたしております。

○23番（泉 武弘君） では、お聞きします。選定委員会がありましたね、業者選定委員会。ここに21の項目について3つのグループから提案がありました。選定委員会は、それを評価して点数をそれぞれつけました。そして、この和田組・幸建設グループが最良として今ここに出ているのですね。議会は、何をもってこれが正しいと判断できるのですか。我々は何を見て21の提案、3グループが提案した21の項目が、3つのグループの中でどれが一番ふさわしい、一番優秀だというふうに判断できるのですか。

一番冒頭に議長が言ったでしょう、市長ほか説明のために皆さんを招いている。

30億を超える工事契約の諾否を、我々議会は決めなければいけません。ただ選定委員会が選定したから、議会の皆さん、これでいいでしょう。私には通用しません。提案そのものの3つのグループの提案がどういうものであったのか。類似性、相違点、こういうものは何があったのか。ここらが私らに示されないうちに、何をもって賛成・反対と言えるのですか。そういう客観的な資料を議会に提供しないで賛成・反対を求めることができるのですか。見解を求めます。

○教育部次長（稲尾 隆君） お答えいたします。

事業者選定の評価結果につきましては、審査項目ごとの比較できる点数とその評価の理由を市のホームページで公表しております。

議員御指摘のとおり入札における公正な競争と透明性を確保するために、審査結果等の公表につきましては、先ほどの答弁と重なる部分もありますけれども、応募者の権利や競争上の地位、あるいは正当な利益を害するおそれがあるもの以外については、全て原則公表しております。

それから、議会の審議をお願いしているわけですが、今回の事業者選定委員会につきましては、地方自治法施行令、それから本市の条例に基づいて設置しているものでありまして、地方自治法で定めるところの附属機関であります。その職務につきましては、行政執行に必要な審査等を行うことを職務としておりますので、今回の選定につきましても、法令それから国、あるいは本市のガイドライン等に基づいて公正かつ厳格な手続を経

て選定した結果であるということで御理解をお願いしたいというふうに思います。

- 23番(泉 武弘君) そんなことは聞いていない。議会が採決するとき、私たちは三十数億円の工事請負契約が正しいかどうか、本当にいいのかということをもとに判断した上で、工事請負契約をどうするかということ判断しなければいけないわけでしょう。

では、資料を出せない理由としているこのことですね、営業上の秘密、独自のノウハウ、法人等事業活動に該当するから出せない。これは提案の21項目のどこに該当するのですか。具体的に説明してください。

- 教育部長(柏木正義君) 今、提案のどこに該当するということについて、ちょっとお答えはできませんけれども、全て総合的に考えて提案書というものは、その企業のノウハウと技術力、そういったものが蓄積されたものだということに考えておりますので、それを開示するのは適当でないというふうに考えております。

- 23番(泉 武弘君) もう一度確認しますね。これは重要な点ですから、もう一度明確に答弁してください。今言った3項目に該当するから、いわゆる21の提案をした3グループの提案書は出せないということでしょうか。

この質疑の前に、提案をした事業者にも確認をしました。提案をした事業者の中には「ぜひとも出してほしい。出してもらわないと比較、自分が提案したものとほかのグループが提案したものの比較検討ができない」、こういう意見もあるのですよ。今の私の質疑からするならば、今、部長が答弁したこととは大きな乖離があると思うのですね。

部長、いいですか、教育長もよく聞いてくださいね。皆さんがある事業に提案をしますね、いいですか、提案しますよ。そして、教育長の提案が受け入れられました。それで、後ろの部長、課長の提案は退けられました。そのときに誰もが、私は誠意を持って一生懸命提案書を作って提案しているのに、なぜ私のところは落ちたのだろうか、なぜ採用されなかったのだろうか、こう思うのは当たり前ではないですか。それを秘密事項や営業活動に支障があるから出さないというのは、私は理解できないのですが、もう一度答弁してください。

- 教育部長(柏木正義君) お答えいたします。

現時点において先ほども申しました、繰り返しになりますけれども別府市情報公開条例第7条によりまして非開示というふうに現在のところ判断しております。

- 23番(泉 武弘君) 業者選定会議の内容について、ちょっと教えてくださいね。業者選定会議には、民間から3名、行政から2名の計5名ですね。ところが、ここにパシフィックコンサルタンツ株式会社が、業者選定会議の選定アドバイザーとして参加していますね。これはどういう理由ですか。選定会議があるわけでしょう、選定会議は専門家が全部いますね、国際経営学者、食物学、それから大分県建築学会の会長。こういう専門家がいる中で、なぜこの会社は業者選定のアドバイザーとして参加したのですか。教えてください。

- 教育部次長(稲尾 隆君) お答えいたします。

今回の工事発注に関しまして、その発注支援業務としてコンサルタンツ株式会社に支援をお願いしておりますけれども、決して評価に参加しているわけではございません。先ほど議員から御指摘があるとおりに、入札の手續等、審査の手續等については、公正かつ透明に執行しなければなりませんので、そういった点でのアドバイスを受けているということでもあります。

- 23番(泉 武弘君) あなたたちで十分できることでしょうか、そんなことは。それでは、私がこのパシフィックコンサルタンツの会社をお聞きするときに、もし間違ったらいけませんから、間違っていたら間違ったと言ってくださいね、それは違うよと。

この会社を調べました。ウィキペディアで調べたところ、こうなっていますね。2000年2月9日、パシフィックコンサルタンツと株式会社パシフィックコンサルタンツイン

ターナショナルの両社を完全子会社とする持株会社の一体化ができた。

2008年、国内・国外での相次ぐ不正・不祥事が発覚した。国内担当のパシフィックコンサルタンツ株式会社は、独立行政法人緑資源機構に絡む談合で公正取引委員会から課徴金を課せられ、そういうふうの中に書いていますが、この会社ですか。今、パシフィックコンサルタンツというのは、今私が申し上げたこの会社のことですか。答弁してください。

○教育部長（柏木正義君） 大変申し訳ございませんが、ウィキペディアでパシフィックコンサルタンツというのを閲覧したことがございませんので、その内容について合っているかどうかというのは、ちょっと今、私のほうでは確認できません。

○23番（泉 武弘君） この会社にアドバイスを求めるときに、どういう会社かというのは調査しなかったのですか。

○教育部長（柏木正義君） お答えいたします。

業者を選定する場合は、当然各種法令・条例に基づいて適正に業者を選定しておりますので、特に問題はないというふうに思っております。

○23番（泉 武弘君） 違うのだよ、僕が言っているのは。パシフィックコンサルタンツという会社をアドバイザーとして入れたのでしょうか。その時点でパシフィックコンサルタンツという会社がどういう会社なのか、過去にどういう経歴を持っているかということで調査したのですか、しないのですかと聞いている。

○教育部長（柏木正義君） 当然、パシフィックコンサルタンツという企業についての調査はしておりますが、それはあくまでも法令・条例に基づいて適正であるかと、そういったことについての調査というものをしている、そういったことでございます。

○23番（泉 武弘君） ちょっと分かりやすく。この議会で僕らは三十何億円の請負契約がいいか悪いか決めなければ。法令・条例に基づいて調査って何。これは社歴に基づいて皆さん方は判断するのではないの。だから、私が今読み上げたような問題については、調査対象になったのですか、調査をしていないのですか。どちらなのですか。

○教育部長（柏木正義君） お答えいたします。

必要な調査をした上で、入札参加資格に該当するかどうかというのを、それも調査に加えまして、対象事業者を決めております。

○23番（泉 武弘君） 答弁になっていない。もしこの、先ほど私が読み上げたような社歴の会社が、業者選定のアドバイザーにもなっていたとするならば、それは、僕は遺憾なことだと思えます。先ほど言ったよね、この私が申し上げることに間違いがあったらいけないから、あえて言うておきますよ。先ほどから答弁をもらっていますけれども、納得できるものは、大変残念ですが、ありません。

本当に提案が、もう一度確認しますよ、こういう提案が、個人の会社の企業ノウハウとか、こういうものだから公開できないというのは、もう一回確認します、間違いはないですか、それだけ。間違いのない、皆さんの見解は絶対正しいという考えですか。それだけを答弁してください。

○教育部長（柏木正義君） 繰り返しになりますが、現時点においてはそういうふうに判断しております。

○23番（泉 武弘君） 仙台地方裁判所でこういう判決がありました。文書開示拒否処分取消し請求事件、ちょっと長いのですが、読みますね。正確にお伝えするために読みます。

原告が、仙台市長に対して仙台市がした旧国鉄用地の開発計画提案の公募に対し、優秀計画とされたグループの計画提案における提案書（本件文書）の開示を請求したところ、本件文書の非開示部分を公開すれば、開発計画図面等について提案者の有する技術ノウハウ等が公になり、当該法人の競争上または事業運営上の地位が損なわれる等として非開示

処分をしたため、右処分の取消しを求めた事案において、本件文書の公開によって提案企業の保護に値する技術ノウハウないし信用力に関する情報等の侵害が生じるとは言えないなどとして、本件文書は、仙台市情報公開条例の非公開理由のいずれにも該当せず、本件処分は不適応であるとして請求を認容した事例。

今回は提案でしょうが。提案がなぜこの流出に類するの。この提案を見ていると、こんなことが提案に値するのかな。もう本当、ごめんなさい、皆さんが努力している中でこんな表現を使ったら大変失礼だとは承知の上で言います。厨房設備の耐久性及び安全性、これはどこも日本で有数の厨房器具メーカーが出しています。それから、おかしいのは、いわゆる工事中の周辺に対する配慮、こんなことは当たり前でしょうが、審査対象に何にもならない、こんなものは。個人の住宅でも、工事するときに周辺に配慮するではないですか。あえて21項目の提案を、ごめんなさいね、これは悪意に解釈したのですね、悪意に解釈した。いわゆる意図的に加点ができるような21項目にしたのではないかという私は思いを持っています。そうあってほしくないと思うのですよ。

いずれにせよ、今このケーブルテレビを見ている市民の皆さんは、恐らく私と同じ考えだと思いますよ。3億8,000万高く入札した業者が、21の提案でひっくり返って工事契約をする。客観的な提案書が、3つのグループから出た提案書が議会に出なければ、この議案に私は手を貸すことはできません。これだけ申し上げておきます。なぜかといいますと、私は少なくとも2年前に市民から負託を受けています。自分が採決をするときは、それだけの自覚と責任を持って私は採決に臨んでいます。

大変残念ですけれども、皆さんには誠意を感じません。むしろ業者は出してもいいよというのを、行政側が出さないというのはあり得ないことなのです。これ、誤解を与えるといけませんから申し上げておきますが、共同調理場については、私はやるべきだということでこの議会で、今までの議会で再三再四にわたって主張してきた一人なのです。このことにいささかの変化はありません。今もって自信を持っています。だから、その工事の入札に関しては、私は皆さん方と同じ歩みをすることはできない。このことだけ明確にしておきますと同時に、今日、部長から答弁ありましたことが、法的にどうなのかという判断も可能であれば求めてみたい。それが市民に対する私・議員としての責務だ、このように私は解しています。

次の問題に行きます。土地の……（発言する者あり）いや、もういい。土地の売却問題ですね。

いつもあるのは、公共施設マネジメント会議において売却が決定しました、こう言うのですね。いつもおうむ返し、いつも議会で言うのです。では、そこで、最初にこの問題をお聞きしますね。公共施設マネジメントの中に今ある公共施設を再編でどの施設をどのように縮小する、民営化する、廃止する、修繕する、こういう具体案が決まっているのかどうか1つ。その、決まって、住民説明会等がもう全部完了しているのかどうか2点目。もし再編計画の実施案ができていれば、それに対する維持修繕費はどのくらい見込んでいるのか、これが3点目。まずこれから答弁してください。

○企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

まず、公共施設の廃止、複合化等の再編につきましては、公共施設再編計画というのがございます。それにつきましても、今ホームページのほうで公開をしております。再編計画で今後維持していくという施設につきましては、公共施設の保全実行計画というのがございます。これもホームページで公開して、今それにのっかって事業をしているところでございます。

その改修費の財源につきましては、先ほど公共施設再編整備基金の件に触れましたが、この基金を財源にしながら保全実行計画に基づき5か年の中期の計画を立て、それを毎年

ローリングしながら実施しているというところでございます。

○23番(泉 武弘君) そうではない。部長、僕が聞いたのは、部長、既存の公共施設をどういうふうに縮小していくのか。廃止、民間委託、売却、いろいろな方法があると思えますね。それはもう既に決定して、住民説明会等も終わっているのですかと聞いている。終わっているのか終わっていないのか、説明してください。

○企画戦略部長(安部政信君) お答えいたします。

先ほど申しました公共施設再編計画を策定した際に、各地区公民館等で再編計画につきまして、平成29年度に実施しているところでございます。

○23番(泉 武弘君) ということは、住民の理解はもう得られたというふうに部長は考えているのですか。

○企画戦略部長(安部政信君) はい、その説明会の中で、具体的な公共施設再編計画のその際に決定している方向性が出ている施設につきましては、説明を十分していると認識しております。

○23番(泉 武弘君) 長野市長が就任してからこの方、今回の売却予算を含まずに8億6,000万の市有地を、公共用地を売却しています。公共施設マネジメント会議でこの議論があったかどうか明確にしてください。別府市障害のある人もない人も訪れる人も住む人も安心して安全に暮らせる条例というのができましたね。そして、そのことを受けて親亡き後検討委員会というのができました、5年前に。その中で、部長、見てください、その検討委員会がグループホーム、ショートステイ等の福祉施設については、市有地等の提供がなければ難しいという政策提言をしています。今まで8億6,000万もの土地を売却してきて、その別府市が決めている条例、たしか4章23条だったと思うのですが、自らが決めて福祉施設建設には公共用地の提供がなければ進まないのですよということを皆さんが決めているながら、公共施設マネジメント会議でどういふこの福祉施設に土地提供の議論があったのか説明してください。

○企画戦略部長(安部政信君) お答えいたします。

公共施設マネジメント推進会議につきましては、売却だけを定める会議ではありません。この会議につきましては、私どもがお示ししております別府市公民連携推進ガイドラインで未利用資産の有効活用、その事業手法を検討し、いかに有効に資産を活用していくかというふうなことを議論しているところでございます。

○23番(泉 武弘君) この財産の有効活用を図る、こう言いましたね、今、部長ね。福祉団体に貸し付けるとか提供するのは有効活用ではないということですか。

○企画戦略部長(安部政信君) そういうことは申しておりません。そういった提案がございましたら、それぞれ別府市の施策をする上でそういった提案がございましたら、当然この推進会議の中で協議するべきものというふうに考えております。

○23番(泉 武弘君) ものすごく残念な答弁ですね。親亡き後の作業部会の中でグループホーム、ショートステイなどの福祉施設の設置を加速するためには、公共用地の提供、貸付け、それから買取りの資金援助、運営費の助成等は避けて通れない。これは別府市の作為義務というふうに位置づけている。提案があればしますよ。もうがっかりですね、今の答弁は。もう本当に残念、あなたの今の答弁は。

しかし、今日は議案質疑ですから、幸いにして21日にこの問題は通告していますから、じっくり議論をさせていただきます。

○議長(松川章三君) ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

上程中の全議案については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

明日6月18日から20日までの3日間は、委員会審査及び休日等のため本会議を休会とし、次の本会議は、6月21日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時49分 散会